

意見募集案件	北広島市地域公共交通網形成計画(案)
担当課	企画財政部 企画課 電話 011-372-3311 内線 3606

意見募集期間	平成 30 年 4 月 2 日(月)から平成 30 年 5 月 1 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所企画課 及び 各出張所、北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 1 日号
意見の提出方法・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと (住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>企画財政部 企画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス:kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表 予定時期	平成 30 年 5 月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 本市の地域公共交通を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、利便性の高い持続性のある公共交通網の形成に向け、行政・市民・交通事業者等の関係者が主体的に推進するための指針(マスタープラン)として策定しました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市地域公共交通網形成計画(案)」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第 5 条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 計画に基づき、事業を推進していきます。</p>
対象となる政策等の原案	・別添「北広島市地域公共交通網形成計画(案)」のとおり
その他	・寄せられた意見を参考に「北広島市地域公共交通網形成計画」の策定を進めます。